

告示

埼玉県告示第四百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田（ベイシア棟）

埼玉県行田市大字持田字大宮前千七十二―一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場） 位置 図面省略 収容台数 千五百五十台

（変更後） 駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場） 位置 図面省略 収容台数 八百四十二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設③午前九時から午後四時まで

荷さばき施設④午前九時から午前十時まで

（変更後） 荷さばき施設③午前八時から午後四時まで

荷さばき施設④午前九時から午前十時まで

荷さばき施設⑤午前零時から午前七時まで

ハ 変更年月日

令和五年十一月十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課